

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会（第1回）
議事次第

日 時：令和2年8月27日（木）
13時00分～15時00分
（Web会議方式）

1. 開会
2. 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会の設置について
3. 国土交通省におけるこれまでの自動車事故被害者救済対策について
4. 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識について
5. 被害者救済対策に係る令和3年度における取組み（案）について
6. 本検討会における論点（案）について
7. 本検討会の進め方（案）について
8. 閉会

（配付資料）

議事次第

配席図

出席者名簿

- 資料1 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会設置要領（案）
- 資料2 国土交通省におけるこれまでの自動車事故被害者救済対策
- 資料3 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識
- 資料4 被害者救済対策に係る令和3年度における取組み（案）
- 資料5 本検討会における論点（案）
- 資料6 本検討会の進め方（案）

第1回今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会配席図

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

自動車局保障制度参事官室
課長補佐
高梨辰聡

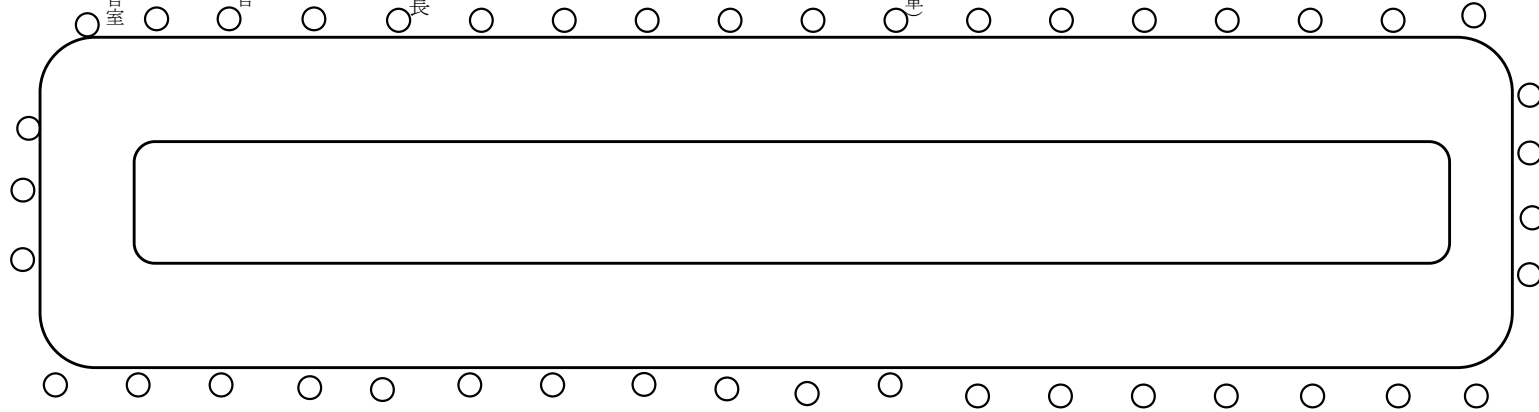
自動車局保障制度参事官
中山泰宏

日本大学危機管理部長
福田弥夫

大赤羽
一嘉

自動車局長
秋川直也

大臣官房審議官(自動車)
山田知裕



出入口①

出入口③

出入口②

第1回今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会

出席者名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者) 古笛 恵子 弁護士
福田 弥夫 日本大学危機管理学部長
堀田 一吉 慶應大学商学部 教授
松原 了 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事
宮田 昭宏 千葉県救急医療センター診療部長
麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授

(関係団体) 小沢 樹里 関東交通犯罪遺族の会 代表
桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
徳政 宏一 NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

濱 隆司 独立行政法人自動車事故対策機構 理事長
宇田川智弘 一般社団法人日本損害保険協会 理事
近藤 修一 全国共済農業協同組合連合会 常務理事

○ 国土交通省

赤羽 一嘉 国土交通大臣
萩川 直也 自動車局長
山田 知裕 大臣官房審議官 (自動車)
中山 泰宏 自動車局保障制度参事官
高梨 辰聡 自動車局保障制度参事官室 課長補佐

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 設置要領（案）

1. 趣旨

現下の自動車事故被害者救済対策は、平成 18 年度にとりまとめられた「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に関する懇談会」において示された方針に基づいて、進められてきたところ、当時から 10 年以上が経過し、その間、自動車事故被害者等からさらなる被害者救済対策の充実を求める声をいただくとともに、医療・介護技術の進歩や社会保障制度の変化、介護者の高齢化など、自動車事故被害者救済対策を巡る情勢は変化してきた。

こうしたことを踏まえ、様々な分野の有識者の知見や被害者団体の意見等を活かしつつ、効果的、かつ、きめ細かい被害者救済対策のあり方を検討するため、自動車局に有識者等からなる行政運営上の検討会を設置する。

2. 検討会の名称

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」とする。

3. 検討会の構成

- (1) 検討会は、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体等を構成員とする。(別紙)
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に係る者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、非公開とする。
- (4) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

5. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会
委員等名簿

(敬称略、50音順)

○ 委員

(有識者) 古笛 恵子 弁護士
福田 弥夫 日本大学危機管理学部長
堀田 一吉 慶應大学商学部 教授
松原 了 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事
宮田 昭宏 千葉県救急医療センター診療部長
麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授

(関係団体) 小沢 樹里 関東交通犯罪遺族の会 代表
桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
徳政 宏一 NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

独立行政法人 自動車事故対策機構
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会

【事務局】

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

資料2 これまでの自動車事故被害者救済対策

これまでの自動車事故被害者救済対策

年度	事業名	制度変更・拡充
S42年度	● 自動車事故相談開始(日弁連交通事故相談センター) ^{※1}	【※1 事故相談】 ・ 昭和52年より示談あっ旋業務開始
S54年度	● 介護料支給開始(自動車事故対策機構) ^{※2}	・ 平成13年より高次脳機能障害面接相談事業開始 ・ 平成25年より全国統一のナビダイヤル回線による電話相談開始
S58年度	● 療護施設の設置・運営開始(千葉療護センター) ^{※3}	【※2 介護料】 ・ 平成13年よりそれまでの神経・精神障害の最重度(常時介護)に加え、随時介護まで支給対象を拡大
H13年度	● 短期入院協力事業開始 ^{※4} 短期入院費助成(自動車事故対策機構)	【※3 療護施設】 療護施設の設置状況(令和元年度)
H19年度	● 訪問支援開始(自動車事故対策機構) ^{※5} 療護施設機能委託病床の業務開始(中村記念病院、聖マリア病院)	・ 施設数:11ヶ所 (療護センター4ヶ所、委託病床7ヶ所) ・ 合計病床数:305床
H24年度	● 療護施設機能委託病床の近畿地区への設置(泉大津市立病院)	【※4 短期入院】 ・ 平成13年度:5ヶ所→令和元年度:193ヶ所
H25年度	● 短期入所協力事業開始 ^{※6} 短期入所費助成(自動車事故対策機構)	【※5 訪問支援】 ・ 実施率 令和元年度:73.0% ・ 満足度 令和元年度:4.46(5段階評価)
H28年度	● 療護施設機能委託病床の関東西部地区への設置(湘南東部総合病院)	【※6 短期入所】 ・ 平成25年度:8ヶ所→令和元年度:127ヶ所
H29年度	● 一貫症例研究型委託病床の設置(藤田医科大学病院)	
H30年度	● 療護施設機能小規模委託病床の設置(金沢脳神経外科病院) 在宅生活支援環境整備事業開始	
R1年度	● 療護施設機能小規模委託病床の設置(松山市民病院)	

懇談会開催の趣旨

平成13年自賠法改正により「自動車事故対策事業」を行うことが法定化されるとともに、同改正に際して、改正後5年以内に当該事業の見直しを行うことが附帯決議により政府に求められたことを受けて開催

今後の被害者救済対策の見直しの概要

専門的な治療・看護を受けられる機会の確保

- 既存の療護センターの効率的・積極的な活用
入院期間の短縮、認知度向上、学会発表や研修等を通じた治療・看護技術の普及
- 療護センター機能の委託
一般病院に長期入院受入れ、専用病床等確保に基づく療護センター機能を委託
- 短期入院協力病院の拡充
短期入院受入可能な一般病院等に対する「短期入院協力病院」指定を増やし、各都道府県に1以上確保

心のケア・情報提供の環境整備

- 関係機関等との連携体制の構築
市町村、警察、救急病院や医師会、弁護士会等との連携を強化
- (独)自動車事故対策機構による情報提供の充実
相談窓口機能の強化、情報内容の充実
- 被害者団体活動の支援
被害者家族の活動を積極的に支援(講演会に対する後援等)

損害賠償の保障の充実

- 高次脳機能障害認定システムの充実
高次脳機能障害認定システムに係る問題の有無等について検討
- 政府保障事業の運用変更
高重過失の場合に限った減額など、被害者救済の観点から、可能な限り自賠責保険と同様なものに変更し、損害てん補を充実

その他

- 「親亡き後問題」の解決を含む重度後遺障害者の生活支援に関する議論等
実態把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策について、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯に議論を継続

引き続き検討すべき課題

- 救急治療の支援
- 無保険車対策
- 自賠責保険の支払適正化措置 等

被害者救済・事故防止事業(令和2年度予算ベース)

被害者の救済

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施(令和2年度一貫症例研究型委託病症拡充)



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給(令和2年度支給額引上げ)

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和2年4月現在)>

協力病院: 200箇所、協力施設: 127箇所

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備(令和2年度拡充)

○今後の被害者救済対策のあり方の検討

自動車事故被害者に対する今後の救済対策のあり方を議論し、被害者救済対策の充実策の方向性を検討する。

事故の相談・解決

○(公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

○救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

○賠償金を基にした育成給付金の支給

○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児等の集いの開催



自動車事故の防止

○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



○自動車アセスメント…実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



(独)自動車事故対策機構の概要

- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～
(前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部(東京)、全国に50支所、療護施設11カ所
- 役員 353名(うち役員6名、職員347名)(定員)
(令和2年4月1日現在)
- 資本金 13,174百万円(うち政府出資金13,082百万円、
民間出資金92百万円)(令和元年度末)

令和2年度予算

【収入】

- ・運営費交付金 7,350百万円
- ・施設整備費補助金 140百万円
- ・政府借入金 392百万円
- ・自動車事故対策費補助金
(介護料支給等) 3,929百万円
- ・業務収入等 2,916百万円

【支出】

- ・人件費 3,112百万円
- ・業務経費 9,586百万円
- ・施設整備費 140百万円
- ・一般管理費 1,142百万円
- ・育成資金等貸付金 23百万円
- ・政府借入金償還 846百万円



ワンフロア病棟・プライマリーナーシングシステム



事故被害者を支える

被害者援護業務

遷延性意識障害者(最重度後遺障害者)

- ・療護施設の入院から退院後の在宅介護までの一体的な支援により、各業務相互のシナジー効果の発揮
- ・被害者及びその家族の安心・信頼の醸成



訪問支援サービスにおいて介護者から相談

介護料の支給

- ・自動車事故によって、常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害被害者に介護料を支給
- ・個別に被害者宅に訪問し、介護に関する相談等に対応し、必要な情報提供を実施

【R1年度支給実績 4,796人】



子供同士、保護者同士のコミュニケーションを図る「友の会」活動

生活資金貸付

- ・自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、中学校卒業までの子供を対象に生活資金の無利子貸付を実施【R1年度貸付実績 74人】

被害者支援と自動車事故防止を通して安全・安心な社会作りに貢献

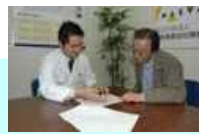
指導講習

- ・事業用自動車の運行の安全を確保する運行管理者の資質の維持・向上
- 【R1年度受講者数 12万人】



適性診断

- ・事業用自動車の運転者に対し、専用の機器を用いて運転特性、視力等を診断し、安全運転を指導【R1年度受診者数 48万人】



カウンセリング手法により、助言・指導を実施

自動車アセスメント

- ・自動車を販売店で購入し、衝突試験等を実施し安全性について、どの程度安全であるかを評価し国民に公表【R1年度：衝突12車種、予防16車種】



自動車アセスメント業務

自動車事故から守る

- ・自動車メーカーと利害関係のない公正中立な組織による実施が必要

安全指導業務

自動車事故を防ぐ

- ・事業用自動車の安全確保が必要
- ・法令上義務付けられており、全国において確実に実施される体制が必要
- ⇒ ユニバーサルサービスの確保

療護施設の設置・運営

(独)自動車事故対策機構は、全国に療護施設(療護センター、委託病床)を設置・運営し、自動車事故による遷延性意識障害者*に対して適切かつ質の高い治療・看護を実施。

* 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者

○療護施設充実の必要性

- ・通常とは比較にならない手厚い治療・看護が必要 → 通常の病院の看護体制では受入不可能
- ・地理的に遠いことなどにより、適切な治療・看護が受けられない遷延性意識障害者が存在



- ・遷延性意識障害者に対する公平な治療機会の確保
- ・効果的な治療の提供が更に必要



平成19年度から平成31年度において、6カ所の委託病床を設置・運営。令和元年度新たに1カ所小規模委託病床(松山市民病院)を設置。(令和2年2月1日に入院患者受入開始)

- ・H19.12～ 中村記念病院(北海道札幌市)
- ・H19.12～ 聖マリア病院(福岡県久留米市)
- ・H25. 1～ 泉大津市立病院(大阪府泉大津市)
- ・H28. 5～ 湘南東部総合病院(神奈川県茅ヶ崎市)
- ・H30. 1～ 藤田医科大学病院(愛知県豊明市)
- ・H31. 1～ 金沢脳神経外科病院(石川県野々市市)
- ・R2. 2～ 松山市民病院(愛媛県松山市)

○療護施設の治療・看護の特色



プライマリー・ナーシング方式

同じ看護師が一人の患者を主担当として継続して受け持つことにより、きめ細やかな看護体制を整備。



ワンフロア病棟システム

患者のわずかな意識の回復の兆しをとらえることが可能となり、集中的に観察。患者の日常生活行動や動作訓練がスムーズに行われるよう、スペースを確保。



高度先進医療機器

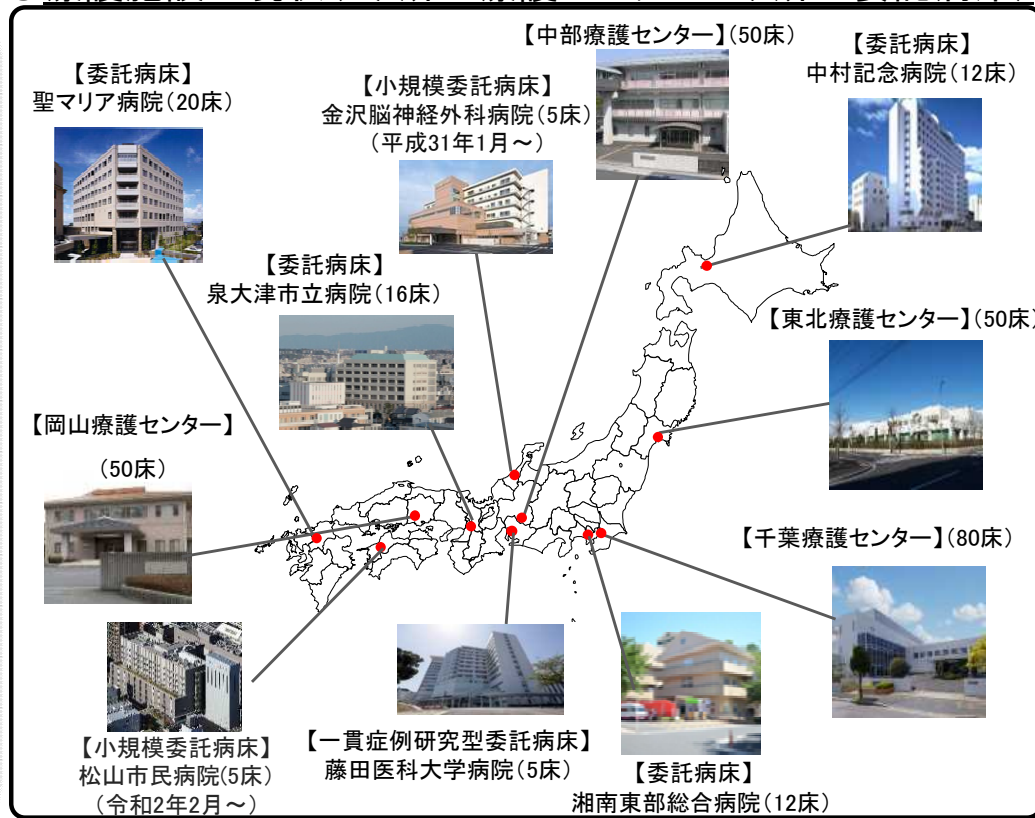
残存する脳機能や新たな脳機能の出現の評価などを実施。治療効果の判定や、効果的な治療・リハビリ・看護方法の策定などが可能。



療護看護プログラム

温浴刺激療法、用手微振動、ムーブメントプログラム等の全部又は一部を導入し、日常生活行動の再獲得(定期的排便、夜間睡眠、経口摂食など)を目指す。

○療護施設の現状(4ヶ所の療護センター・7ヶ所の委託病床)



一貫症例研究型委託病床の拡充

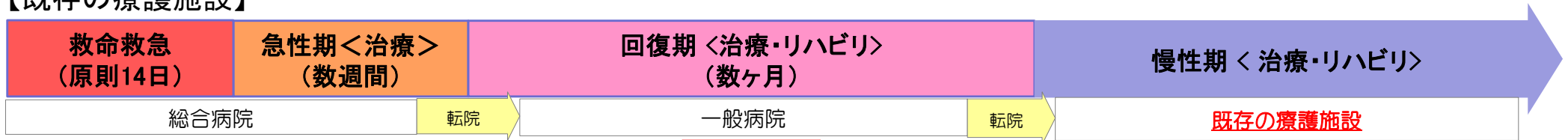
概要

○事故直後の早期の治療・リハビリによる治療改善効果を踏まえ、自動車事故による遷延性意識障害者に対して、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリ等を行う「一貫症例研究型委託病床」を平成29年度に試行的に5床設置し(愛知県藤田医科大学病院)、以下を実施

- ① 臨床研究を通じ、急性期から連続した治療・リハビリ等の検討、改善等を行い、その成果を普及
- ② 遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成

○平成29年度以降の臨床研究における、事故直後の早期の治療・リハビリによる治療改善効果を踏まえ、令和2年度予算にて「一貫症例研究型委託病床」を5床拡充し、症例研究をさらに推し進める。

【既存の療護施設】



【一貫症例研究型委託病床】



【平成30年1月から令和2年3月までの実績】

- ・ 累計入院患者数9名、脱却患者数4名(脱却率は約44%)
- ・ 従来の療護施設の脱却率は約26%

*脱却：意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態。

被害者援護業務（介護料の支給等）

自動車事故により、移動、食事、排泄など日常生活において常時又は随時の介護が必要となった重度後遺障害者に対して、自動車事故対策機構が介護料等を支給する。

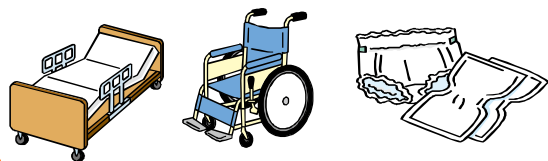
介護料

重度後遺障害者やその家族の方々が日常生活において抱える経済的負担は大きいものであり、その負担を少しでも軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援。

【支給対象】

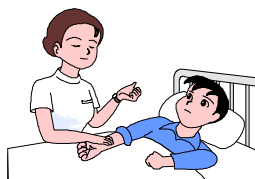
介護用品

- ・介護用ベッド
- ・介護用いす
- ・消耗品
(紙おむつ、導尿カテーテル等) 等



介護サービス

- ・ホームヘルプ
- ・訪問入浴
- ・訪問看護 等



【支給額】

- ・特Ⅰ種：月額 85,310円～211,530円
- ・Ⅰ種：月額 72,990円～166,950円
- ・Ⅱ種：月額 36,500円～ 83,480円

※労災保険制度における介護補償給付の引上げの検討に合わせ、見直しを実施。

※特Ⅰ種：Ⅰ種のうち、自力による移動や摂食ができない等の症状があるもの。

Ⅰ種：脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で常時介護を要するもの。

Ⅱ種：脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で随時介護を要するもの。

訪問支援の実施

自動車事故対策機構の職員が介護料受給者の家庭を訪問し、様々な支援情報を提供するとともに、介護に関する相談や日常の悩みを聞くことなどで、精神的支援を強化。



訪問支援の様子

概要

短期入院：130百万円(R1:173百万円)短期入所：25百万円(R1:31百万円)

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院・入所を利用することができるよう、**国土交通省において、積極的に短期入院・入所の受入れを行う一般病院・障害者支援施設等を指定し、当該指定を受けた病院・施設に対し、短期入院・入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。**

補助対象

- 「短期入院協力病院」として指定した医療機関 (全国200カ所)
- 「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等 (全国127カ所)

補助内容

- ① 医療器具・介護器具等の導入に係る経費 (補助率：定額,3/4,1/2,1/4)



(医用テレメーター)



(特殊浴槽)

- ② 研修等経費、広報活動費等に係る経費 (補助率：定額)


事業開始の経緯

● 短期入院協力病院 (平成13年度～)

平成12年度の「今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会」後遺障害部会中間報告による「協力医療機関を募集し、短期入院を実施する体制の整備を図ることが適当」との提言。

● 短期入所協力施設 (平成25年度～)

平成23・24年度に行った調査において明らかとなった「多くの介護料受給資格者が、病院だけでなく障害者支援施設等への短期入所を利用している」等の実態を踏まえ、被害者団体等との意見交換会で支援のあり方について検討。

 **在宅介護を支援するため、短期入院・入所に対する支援が必要**

<短期入院協力病院・短期入所協力施設とは>

- 短期入院協力病院** 在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。
- 短期入所協力施設** 在宅重度後遺障害者の短期受入を行う障害者支援施設等であり、短期入所サービス(入浴、排泄及び食事等の介護)を受けることができるもの。

※受入対象者は、(独)自動車事故対策機構に認定された介護料受給資格者(特I種、I種、II種)。
 ※利用期間は、原則1回あたり2日以上14日以内(1年間に複数回の利用可)。

協力病院等の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
協力病院	126病院	144病院	157病院	166病院	177病院	189病院	193病院
協力施設	8施設	28施設	47施設	71施設	92施設	107施設	127施設

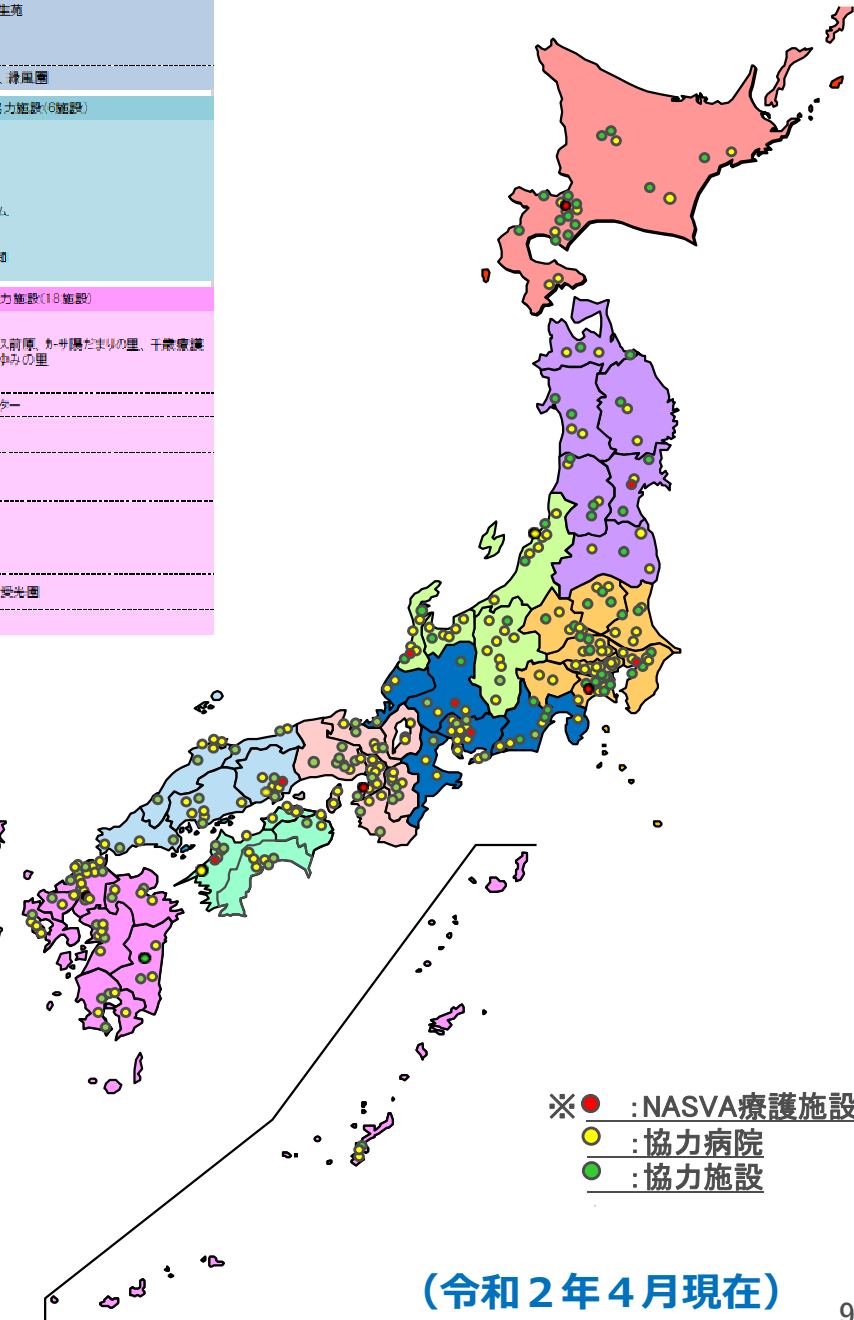


全国の短期入院協力病院、短期入所協力施設 (令和2年4月現在)

地域	協力病院(10病院)	協力施設(13施設)
北海道	中村記念病院、札幌しらかば台病院、中村記念南病院、札幌有友会病院、共愛会病院、国府町市病院、豊岡中央病院、聖が清病院、帯広第一病院、同徳病院	樽前かしわぎ園、北寿連ハビリテーションセンター-療護部、伊達ハビリテーション、やすらぎ園、敬愛園、丹頂の園、グリーンハイム、ケアセンター-常時、くのみハイム、さくさく、朝里フアリア、後志ハビリテーション、国見わかふし園
東北	青森 十和田市立中央病院、ときわ会病院 岩手 盛岡友愛病院、奥州病院 宮城 東北療護センター、葵会仙台病院 秋田 市立大森病院、由利組合総合病院 山形 山形赤十字病院、庄内余目病院 福島 かしま病院、村田総合病院、南相馬市立総合病院	金新療護園、松谷療護園 曙荘在 若葉園、ふぼう 桐ヶ丘、建高園 南陽の里、すけわの丘、月光園 南東北くらぐら
関東	茨城 総合病院土浦協同病院、古河総合病院、牛久保総合病院、ひたちなか総合病院 栃木 極楽温泉病院、菅野記念病院 群馬 美原記念病院、群馬リハビリテーション病院、沼田脳神経外科循環器科病院、館林記念病院 千葉 千葉療護センター、津田沼中央総合病院、千葉有友会記念病院、柏たなか病院、千葉-柏ハビリテーション病院 埼玉 八潮中央総合病院、イムス富士見総合病院、三郷中央総合病院、東埼玉病院、富家病院	たまりホム、すみれ園 ハナステッド、ひのきの杜、光輝台 敬光在、車毛栄はるかせ在 ティアフリス美浜、アモコト、太陽の丘ホーム 新光苑、ハナホムセンターとまい、グリーンビル美里
関西	大阪 大塚病院、木村病院、恵切中央病院、永生病院、讀川記念病院、村山医療センター、大久野病院、東京共済病院、武蔵野徳洲会病院、新築浜病院、河北ハビリテーション病院 京都 新巨塚病院、川崎協同病院、AOI国際病院、左馬目吉台病院、鶴堂温泉病院、湯河原病院、湘南東部総合病院、康心会汐見台病院 山梨 笛吹中央病院、山梨病院	新富けやき園、アミクス東花台、みずき ワゴン密着、リブレ川崎、丹沢レジデンシャルホーム、アガハ看護館、湘南希望の郷、水平線、川崎市れんぷう川崎、重慶神楽川後療護施設、神楽川後療護施設 かじか寮
北陸	石川 石川県済生会金沢病院、恵寿総合病院、河北中央病院、金沢脳神経外科病院 富山 富山西総合病院、丸川病院、高岡病院、富山西ハビリテーション病院、吉見病院	夢まよう、青山彩光苑ライフサポートセンター マツ園木の香
中部	愛知 名古屋療養病院、千秋病院、豊田地域医療センター、藤田医科大学病院、さくら総合病院、八千代病院、知多厚生病院、瀬美病院、守山ハイツ病院 静岡 静岡済生会総合病院、総合病院聖隷三方原病院、すずかけ七ツ丸病院、康心会伊豆東部病院 岐阜 中部療護センター、多治見市市民病院、松濃総合病院 三重 熊原温泉病院、済美会明和病院 福井 福井県済生会病院、木村病院	蔵王苑、太郎と花子、夢の京 高麗、百花園、百花園 音前リチ、厚生寮 西農サポホーム、飛騨リチ苑 小山田苑 第三やすらぎの郷
近畿	大阪 大塚健明徳病院、大阪府済生会中津病院、ホリス記念病院、ベガサリハビリテーション病院、泉大津市立病院、愛仁会ハビリテーション病院、河崎病院、わかさ看護リハビリテーション病院、藤の都脳神経外科病院、堺市立病院 京都 十津野ハビリテーション病院、洛和会音羽病院、宇治病院、舞鶴共済病院 奈良 奈良西部病院、済生会中和病院、西大和ハビリテーション病院、奈良セトル病院、奈良医療センター病院 滋賀 市立長浜病院、済生会守山市市民病院 和歌山 紀和病院、貴志川ハビリテーション病院 兵庫 真皇病院、平成病院、東浦平成病院、六甲病院、尾崎池いもつ病院	北村園、エフォル、赤木療護園、受光園、光園、津田療護園、四天王寺若田富田林苑、岸和田光生療護園、くまのゆめ園 天ヶ瀬寮、こひつじの苑、こひつじの苑舞鶴 雅乃郷、大成園、仁徳園 湖南ホームタウン、湖北タウンホーム ヒンビホ療護園、赤葉おひろ園 リハビリ神戸、希望の家グリーンホーム、はるしん自立の家、ライフガーデン加古川、みどり荘、希望の家リウカセンター

地域	協力病院(17病院)	協力施設(10施設)
中国	広島 荒木脳神経外科病院、脳神経センター大田記念病院、広島県立障害者リハビリテーションセンター、八木松病院、日比野病院 鳥取 博愛病院、鳥取生協病院 島根 松江生協病院、出雲徳洲会病院、鹿島病院 岡山 岡山療護センター、光生病院、倉敷ハビリテーション病院、倉敷スイートホテル、吉備高原医療リハビリテーションセンター 山口 昭和病院、宇部記念病院	仁方、白木の郷 出雲サポホーム、ラホーム室生苑 王葛療護園、竜ノ口寮 コミュニティハウスいきいき、緑風園
四国	徳島 博愛記念病院、鳴門山上病院 香川 リッピン病院、まるかめ医療センター、かがや総合リハビリテーション病院、香川県済生会病院 愛媛 松山ハビリテーション病院、宇和島徳洲会病院、伊予病院、十全総合病院 高知 福木病院、高知総合リハビリテーション病院、北島病院、近藤ハビリテーション病院	すみれ園 サン未來 かなさんどう、三惠ホーム のぞみの家、アリス、高知ハビリテーション病院
九州	福岡 大平マツカガカワ病院、新小倉病院、福岡みらい病院、横十字徳洲会病院、久留米ハビリテーション病院、聖マリア病院、福岡済生会病院、藤井病院、二日市徳洲会病院、宮田病院、福岡ハビリテーション病院、福西会病院、延野病院 佐賀 久志病院、響心会病院 長崎 在生保記念病院、長崎北徳洲会病院、日清病院 熊本 桜十字病院、朝日野総合病院、桜十字八代病院、桜十字熊本東病院、北部病院 大分 赤富士神経外科病院、別府中央病院、大分県済生会日田病院 宮崎 宮崎医療センター病院、宮崎県済生会日向病院 鹿児島 大崎病院、曹陽会中央病院、加治木温泉病院 沖縄 南部病院、沖縄リハビリ病院	たいはらの里、マイネハウス前原、おせ陽だまりの里、千歳療護園、サソの入、北九州あゆみの里 長光園障害者支援センター 大瀬戸厚生園 朋陽苑、たまき荘 ゆみね、ひばりヘルズ 乙展苑、はるのめり 竹山苑、つばさの里、受光園 赤坂おきなわ

全国に200カ所の協力病院と127カ所の協力施設を指定



(令和2年4月現在)

【令和2年度予算額：313百万円（前年度：300百万円）】

概要

在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方の「介護者なき後」に備えた受入環境を整備し、安心して日常生活を送ることができるよう、**平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度を創設。**

補助対象

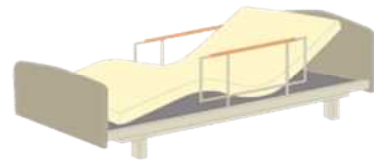
- ① 障害者支援施設
- ② グループホーム

補助内容

- ① 介護機器等の導入に係る経費（補助率：定額,3/4,1/2,1/4）



(介護リフト)



(介護ベッド)

- ② 介護職員の人材確保等に係る経費（補助率：定額,3/4,1/2,1/4）

背景

● 「介護者なき後」に備えた重度後遺障害者の受入環境の不足

自動車事故による後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等により、介護が困難になった後には障害者支援施設等が受け皿となり得るが、**受入可能な施設が不十分。**

具体的な課題

- ・ 医療機器等の未導入・老朽化により、安全・安心な介護が困難
- ・ 喀痰吸引等の医療行為を行える介護職員が少ない（夜間体制が不十分）







➡ 医療機器等の導入・介護職員の人材確保等に支援が必要

自動車事故医療体制整備事業(救急医療機器整備事業)の概要

概要

自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助

補助対象医療機器及び要件等

医療機器名	超音波診断装置	生化学自動分析装置	血球計数装置	X線撮影装置	X線TV装置	コンピュータX線断層診断システム
用途	超音波により、生体内臓器を可視化する。	液体成分(血清)や尿を検体とし、試薬と反応させ、糖やコレステロールタンパク、酵素などの各種成分の測定を行う。	血液に含まれる赤血球、白血球、血小板などの成分を分類計数する。	X線を照射し画像化する。	TVモニターで体の透視像をリアルタイムに見ながら検査する。	脳内の形態を明確に画像化し、損傷部分を明らかにする。
医療機器(イメージ)						

医療機器名	CRシステム	磁気共鳴断層撮影装置
用途	撮影装置と接続することで、コンピュータでの画像処理を可能とする。	頭部の断層像を任意の裁断面で得られる。(縦、横、斜めなどの三次元表示)
医療機器(イメージ)		

補助対象事業者の主な要件

- ・自動車事故救急患者の受入があること
- ・地域の基幹的な位置づけであること 等

補助率及び補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額	医療機器数
合計で6千万円以上	1/12	1千万円	2品まで

※ 医療機器の設置工事費及び搬入費用は補助対象外

組織概要

名称 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター (<http://www.n-tacc.or.jp/>)

設立日 昭和42年9月29日

主な事業内容

- ・自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び示談のあつ旋
 ※ 全国157か所の相談所において交通事故の民事紛争に関する法律相談業務を、43か所において示談あつ旋業務を実施 (R2.4.1現在)
- ・自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究
- ・自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究
- ・自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報 等

主な相談内容

- ・賠償責任者の認定 (無断転貸、盗難車の事故等)
- ・損害賠償額の算定
- ・賠償責任の有無、過失の割合
- ・自賠責保険及び自動車保険関係の問題
- ・政府保障事業 (ひき逃げや無保険車による事故のてん補請求の手続き方法)
- ・その他交通事故の民事上の法律問題 (示談の仕方、時効等)



国からの補助金の概要

補助対象事業 自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあつ旋を行う事業等に要する経費の一部を補助。

補助金交付額 568,826千円 (令和元年度)

補助事業実績		年間	36,941件 (令和元年度)
事故相談		年間	36,941件 (令和元年度)
示談あつ旋		年間	1,268件 (")
電話相談		年間	1,019件 (")
高次脳機能障害相談		年間	47件 (")



組織概要

名称	公益財団法人 交通遺児等育成基金 (旧名称: 財団法人 交通遺児育成基金) (http://www.kotsuiji.or.jp/)
設立日	昭和55年8月1日 (※平成23年11月、財団法人 自動車事故被害者援護財団と合併)
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通遺児であって、所定の拠出金を払い込んだ者 (加入者) に対して育成給付金の支給を行う事業 (交通遺児育成基金事業) その他の加入者に対する生活及び学業の支援のための事業 交通遺児等の精神的支援に資する事業 その他基金の目的を達成するために必要な事業 等



自動車事故対策機構が行っている「交通遺児友の会」活動への協力

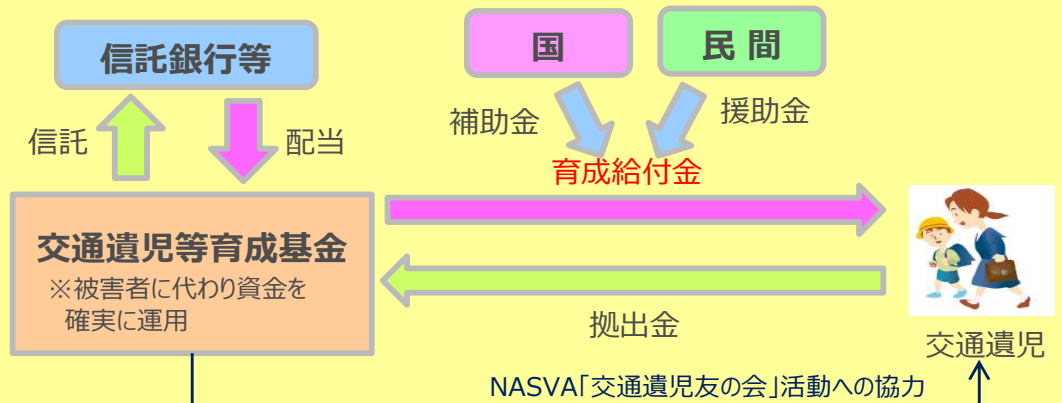
補助対象事業の概要

補助対象事業	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付する事業に要する経費の一部を補助。
補助金交付額	16,140千円 (令和元年度)
補助事業実績	加入総数 554人 (令和2年3月末)



<交通遺児育成給付金支給事業>

交通遺児育成給付金支給事業は、自動車事故の交通遺児が、損害保険会社などから支払われる損害賠償金等の中から、拠出金を (公財) 交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、(公財) 交通遺児等育成基金が、拠出金を公社債等で安全・確実に運用し、これに毎年の国の補助金や民間からの援助金を加えて、交通遺児に対し満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度。



交通遺児等貸付制度

種別	目的	貸付対象者	貸付金額	利子	返済期間	返還方法	返還猶予	対象者
交通遺児等貸付け (独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第5号イ)	保護者が死亡又は重度の後遺障害となったため生活困窮となった家庭の児童の健全な育成を図る。	自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害(第1級～第3級)が残った者の子弟で、義務教育終了前の児童 ※保護者が生活保護を受けているなど生活困窮世帯が対象	一時金 (貸付当初) 15万5千円 月額2万円 又は1万円 入学支度金(小中学校入学時希望者) 4万4千円	無利子	中学卒業後、6月又は1年据え置き、以後20年間	月賦、月賦・半年賦併用、一括	高校、大学に在学するとき 災害、傷い、疾病等により返還困難なとき	74人 (R1年度末現在)

交通遺児等及びその家族に対する精神的支援

交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を図っている(子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有)。



「友の会の集い」



保護者同士のコミュニケーション

参加した家族の声

- ・日頃心に思っていることを口に出せたり、普段なかなか話せないこと等を聞くことができ、このような場が貴重な一時だったと感謝している。
- ・子供を想う気持ち、夫を亡くした悲しみなどを共感できた。

資料3 自動車事故被害者の抱えている課題 の現状認識

背景

- 平成22年度より、被害者団体等と意見交換会を開催し、被害者等のニーズに応じた被害者救済対策を行うべく、各種課題の整理を行い、対応を進めてきたところ。
- 当事者のニーズは日々置かれた状況により変化していくため、引き続き**ニーズに合った被害者救済対策を進めていくため、被害者団体等との意見交換会を開催。**

令和元年度の意見交換会

開催状況

[参加者] (敬称略)

有識者 赤塚 光子
(元立教大学教授)
麦倉 泰子
(関東学院大学教授)

被害者団体 桑山 雄次
(家族の会)
古謝 由美
(友の会)
外崎 信子
(友の会ナナ)
横山 恒
(家族の会わかば)
徳政 宏一
(LifeNet)

厚生労働省、NASVA

事務局(国土交通省)

[開催回数]

計4回 開催

第1回 元年 8月27日(火)
第2回 元年11月12日(火)
第3回 2年 1月31日(月)
第4回 2年 5月21日(木)
※書面開催

今後の取組の方向性

① 支援制度の周知、各種相談支援窓口等との適切な連携及び情報提供の充実

事故にあった直後から在宅生活に至るまで、それぞれの状況に応じて、必要な支援や情報提供が適切になされることが重要。
支援に関する情報は事故後早期の入手が望ましいことから、自治体に設置されている相談窓口をはじめとしたあらゆる場所で提供されるよう、支援関係機関との連携を促進・強化する。
また、各種相談・支援の際に活用できるようパンフレット・HP等による情報提供を継続し、さらに情報がわかりやすく、かつ、的確に必要なとされる方に提供されるよう周知環境の充実を図る。

② 短期入院・入所の利用促進をはじめとする在宅生活の支援と介護者なき後を見据えた取組の充実

在宅で生活する後遺障害を負った被害者の支援には、短期入院・入所の利用促進や介護者なき後を見据えた取組が重要。
在宅生活の支援については、これまでに意見交換会、交流会、アンケートを通じて得られたご意見を踏まえ、リハビリテーションの充実など自動車事故被害者のニーズの高い取り組みに着目した短期入院・入所の利用促進策の検討を進める。こうした取り組みを進めることにより、自動車事故被害者の満足度向上、お試しや緊急時などの利用、介護者なき後を見据えた短期入院・入所の利用経験につなげていくことが重要である。
介護者なき後を見据えた取り組みについては、生活の場を確保する観点から、グループホーム等へ適切な支援を継続して行うとともに、日々の財産管理や身上監護の観点から、成年後見制度利用促進専門家会議において示された中間検証の方向性を踏まえつつ、必要な施策の検討を進めていく必要がある。

③ 支援施策の充実に向けた取組

被害者保護につながる支援施策は、効果的、かつ、利用者が分かりやすく安心して利用できるものとするのが重要。
具体的には、療護施設の今後のあり方、再生医療をはじめとした医療・介護技術の進歩への対応、介護者なき後への備え、事故直後や高次脳機能障害・脊髄損傷の自動車事故被害者への支援策の検討など、真に自動車事故被害者の方々が必要とされ、かつ、効果的な施策の検討を令和2年度に立ち上げることを予定している「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において実施する必要がある。

[令和2年度 開催スケジュール]

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において被害者団体と意見交換を進めていく予定。

自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識

遷延性意識障害

	日中	夜間	課題
急性期	急性期病院		一貫症例研究型委託病床における臨床研究の症例の蓄積や研究成果のヨコ展開
回復期	回復期リハビリテーション病院		
慢性期	療護施設		<ul style="list-style-type: none"> 療護施設の拡充(待機患者の最小化) 療護センターの老朽化対策 療護施設の今後のあり方
慢性期	日中サービス	在宅	<ul style="list-style-type: none"> 療護施設退院後のリハビリ機会確保 協力病院・施設における重度後遺障害者の受入能力向上(医療行為等への対応等) NASVAと関係機関の連携強化
介護者なき後	介護医療院・療養病床 障害者支援施設・グループホーム等		<ul style="list-style-type: none"> 生活の場の確保 財産管理・身上監護(成年後見制度の利用等)

脊髄損傷

	日中	夜間	課題
急性期	急性期病院		
回復期	回復期リハビリテーション病院		<ul style="list-style-type: none"> 回復期リハ病棟における入院期間(180日)を超えてリハビリ(治療)を要する場合の病院等の確保
慢性期	日中サービス	在宅	<ul style="list-style-type: none"> 協力病院・施設における重度後遺障害者の受入能力向上 (医療行為等への対応等) NASVAと関係機関の連携強化
介護者なき後	介護医療院・療養病床 障害者支援施設・グループホーム等		<ul style="list-style-type: none"> 生活の場の確保 財産管理・身上監護 (成年後見制度の利用等)

高次脳機能障害

	日中	夜間	課題
急性期	急性期病院		
回復期	回復期病院		<ul style="list-style-type: none"> 継続的にリハビリ(生活訓練)を要する場合の施設等の確保
慢性期	日中サービス (自立訓練等)	在宅	<ul style="list-style-type: none"> 協力病院・施設における高次脳機能障害者の受入能力向上 (社会的行動障害等への対応等) NASVAと関係機関の連携強化
介護者なき後	介護医療院・療養病床 障害者支援施設・グループホーム等		<ul style="list-style-type: none"> 生活の場の確保 財産管理・身上監護 (成年後見制度の利用等)

資料4 被害者救済対策に係る令和3年度 における取組案

療護施設の充実

治療機会の確保や効果的な治療提供のため…

療護施設の充実を図るとともに、
一貫症例研究を推進

介護者なき後への備え

介護者なき後の生活の場確保のため…

障害者支援施設や
グループホームへの支援を充実

新たな施策の検討

リハビリの機会確保や介護者なき後への不安軽減に向けた支援策検討のため…

調査を実施

新型コロナ対策

感染症対策のため…

療護センターの改修や
必要な機器の整備等を実施

被害者救済対策のさらなる充実を図る

資料5 本検討会における論点(案)



今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会の論点案

自動車事故被害者及びその家族からの要望

療護施設の充実

リハビリの機会の確保

介護者なき後への備え

事故直後の支援

被害者救済対策の目指す方向

- 後遺障害の残った者が**治療やリハビリの機会の提供を安心して受けられる環境を整備**
- **介護者なき後**に対する不安や**事故直後**における不安の軽減を図るため、**安心できる支援策を具体化**

療護施設の充実

- 待機患者の最小化
療護施設への入院待ちをしている待機患者の最小化が必要
- 老朽化対策の検討
開設から30年超が経過する千葉療護センターをはじめとした療護センターの老朽化対策の方向性を検討
- 療護施設のあり方の検討
病院の機能分化等が推進され、委託病床の受け皿となる慢性期病棟が減少していく状況や、技術が向上したりリハビリを受けることで症状改善の可能性が高まること等を踏まえ、今後の療護施設のあり方を検討

リハビリの機会の確保等

- 療護施設退院後のリハビリ
療護施設退院後に継続してリハビリを受けられる機会の確保
- 脊髄損傷を負った場合におけるリハビリ
長期にわたり、リハビリを受けられる機会の確保
- 高次脳機能障害を負った場合におけるリハビリ
長期にわたり、生活訓練(リハビリ)を受けられる機会の確保
- 短期入院・入所のあり方の検討
医療行為や社会的行動障害等への対応能力の向上策等の検討

介護者なき後への備え

- 生活の場の確保等
グループホーム等を対象とした補助事業の充実をはじめ、介護者なき後の生活の場の確保等に必要となる支援策を検討

事故直後の支援

- 事故直後の被害者への精神的支援
同じ経験を持った方々が結成した民間団体による被害者への精神的支援活動を推進するための方策を検討

資料6 本検討会の進め方(案)

議 題

第1回	令和2年 8月27日(木)	1. 論点整理 2. 令和3年度における取組案
↓		
第2回	令和3年 1月頃	1. 委員指摘事項の整理 2. 令和3年度における取組
↓		
第3回	令和3年 4月頃	とりまとめ骨子案
↓		
第4回	令和3年 6月頃	報告書とりまとめ

※ それぞれの回の間では委員との個別の意見交換や委員指摘事項の調査を実施